改正

平成24年11月27日訓令第97号 平成29年12月14日訓令第113号 平成30年8月6日訓令第84号 令和5年3月15日訓令第4号

鹿角市低入札価格調査制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項(同令第167条の13に おいて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、入札により契約を締結しようとするときに、 契約内容に適合した履行を確保するために設けられた低入札価格調査制度の適正な運用について定め るものとする。

(調査基準価格)

- **第2条** 契約権者は、入札により契約を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき 者の申し込みに係る価格が、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場 合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、設計金額2,000万円以上の建設工事の競争入札に適用するものとする。 (低入札価格調査の実施)
- 第3条 入札執行者は、入札の結果、予定価格の制限の範囲内の最低の価格(以下「最低入札価格」という。)が調査基準価格を下回る価格であったときは、落札者又は落札候補者(以下「落札者等」という。)の決定を保留し、当該最低価格の入札をした者(以下「最低価格入札者」という。)により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて調査(以下「低入札価格調査」という。)をするものとする。
- 2 前項の低入札価格調査は、別に定める失格判断基準に該当するものであるか否かの調査(以下「失格 判断基準調査」という。)、別に定める工事履行の確実性に関する調査(以下「簡易調査」という。) 並びに別に定める事項についての資料提出の請求、ヒアリングの実施及び関係機関への照会等の方法に よる調査(以下「詳細調査」という。)により行うものとする。

(審査会への報告)

- 第4条 入札執行者は、前条の規定により調査を行った結果について、鹿角市競争入札等事務処理要綱(平成22年鹿角市訓令第71号)第11条に規定する入札審査会(以下「審査会」という。)に報告するものとする。ただし、失格判断基準調査及び簡易調査をもって低入札価格調査を終了する場合にあっては、審査会への報告を行わないものとする。
- 2 審査会の運用については、別に定める鹿角市低入札価格調査制度運用要領(平成13年鹿角市訓令第32 号)によるものとする。

(審査会の審査等)

- **第5条** 審査会は、前条の報告を受けたときは、当該報告に基づき、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて審査するものとする。
- 2 審査会会長は、審査結果を入札執行者に通知するものとする。 (落札者の決定)
- 第6条 入札執行者は、最低価格入札者の入札が第3条第2項に規定する失格判断基準に該当せず、かつ、 簡易調査に係る全ての基準を満たすとき、又は前条の規定による審査の結果が契約の内容に適合した履 行がなされると認められる旨のものであったときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとす る。
- 2 入札執行者は、最低価格入札者の入札が第3条第2項に規定する失格判断基準に該当するものであったとき、簡易調査に係る基準を満たさないとき、又は前条の規定による審査の結果が契約の内容に適合

した履行がされないおそれがあると認められる旨のものであったときは、当該最低価格入札者を落札者 等としないものとする。

- 3 前項の規定により最低価格入札者を落札者等としない場合において、予定価格の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格(以下「次順位価格」という。)が調査基準価格以上の価格であるときは、入札執行者は、当該次順位価格の入札者を落札者等と決定するものとする。
- 4 前項に規定する場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該次順位 価格につき第3条から前項までの規定を準用する。
- 5 次順位価格の入札者を落札者等としない場合は、次順位価格に次いで低い価格の入札者について、低 入札価格調査を行うものとする。落札者等を決定するまで繰り返し低入札価格調査を行うものとする。
- 6 第2項の規定により、最低価格入札者を落札者等としない場合において、次順位価格が予定価格を上回り、落札者等が決定できない場合は、落札者等としないと決定した者を失格者として除き、再入札を 実施するものとする。

(調査に基づく落札者等に対する通知)

第7条 前条の規定により落札者等を決定したときは、直ちに当該落札者等及び最低入札価格者等で落札 者等とならなかった者に必要な通知をするとともに、その他の入札者に対してその旨を通知しなければ ならない。

(入札参加者への周知)

- 第8条 本制度の円滑な運用を図るため、市長及び入札執行者は、本制度について入札参加者へ周知する とともに、入札執行の際に次の事項を説明し、疑義が生じないよう考慮するものとする。
  - (1) 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格を調査するための基準があること。
  - (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
  - (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者等とならない場合があること。
  - (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、低入札価格調査に協力すべきこと。

(低入札価格調査結果の公表)

第9条 市長は、低入札価格調査結果を公表しなければならない。

(その他)

- 第10条 この要綱の運用に関し必要な事項は別に定める。
- 第11条 失格判断基準調査及び第4条第1項ただし書の規定は、当分の間、当該調査を実施することが適当でないと認められる別に定める工事に係る競争入札については適用しないものとする。

附則

この要綱は、平成13年6月1日から施行し、同日以降の起工から適用するものとする。

**附 則** (平成24年11月27日訓令第97号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年12月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同 目前に指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

**附** 則(平成29年12月14日訓令第113号抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月6日訓令第84号)

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則(令和5年3月15日訓令第4号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。